

【※参考条文等】

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
(指定児童発達支援の事業所の従業者の配置の基準)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示230号)に規定する者とする。

3 条例第6条第2項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じ専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合は、当該機能訓練担当職員の数を第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

4 条例第6条第3項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護職員 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

5 第1項第1号及び第3項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であってその提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

一部改正〔平成30年規則40号〕

第4条 条例第7条第5項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定児童発達支援事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第7条第1項の指定児童発達支援事業所 次のアからオまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる数

ア 嘱託医 1以上

イ 児童指導員及び保育士

(ア) 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

(イ) 児童指導員 1以上

(ウ) 保育士 1以上

ウ 栄養士 1以上

エ 調理員 1以上

オ 児童発達支援管理責任者 1以上

(2) 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所 前号に掲げる従業者のほか、次のア及びイの従業者の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる数。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

ア 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

イ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数

(3) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 第1号に掲げる従業者のほか、次のア及びイの従業者の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる数

ア 看護職員 1以上

イ 機能訓練担当職員 1以上

2 条例第7条第2項の規定により機能訓練担当職員を置く場合には、当該機能訓練担当職員数を前項第1号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 第1項第1号イ及び第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項各号及び第2項（第1項第1号アを除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第1号ウの栄養士及び同号エの調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。